

石岡地方斎場組合競争入札における構成市内の支店・営業所の取り扱い基準について

平成29年度より石岡地方斎場組合競争入札における構成市内の支店・営業所の取り扱い基準については、下記のとおりです。

下記の基準に該当しない場合は、市内の支店・営業所の取り扱いを行わないとします。

なお、現地調査で確認させていただくことがあります。

1. 現に事業所の形態を有し、事業所の名称（看板・表札等）が表示されていること

- （1）事業所の名称が入っている看板を掲示していること。
- （2）事業所の名称が入っている郵便受けを設置していること。
- （3）営業所としての専用スペースが確保されてこと。

2. 事業所内において電話、机、事務機器、什器備品等を備えていること。

3. 構成市内に営業所等に契約・入札事務等の権限が委任されていること

- （1）帳簿等が常備されていること。

4. 構成市内の営業所等に常勤職員が配置されていること

- （1）出勤簿等が常備されていること。

注 常勤とは、週7日のうち3日以上かつ18時間以上営業所等に勤務していること。

（他営業所等との兼務は不可。）

5. 構成市の市税納税実績又は法人設立・開設届出書の提出があること